

会 議 録

- 1 名 称 北九州市特別職議員報酬等審議会（第1回）
- 2 議 題 会長の互選、会長代理の指定
市長及び副市長の給料の額等についての説明
今後のスケジュールについて
- 3 開催日時 平成26年6月3日（火）
15時00分 ～ 15時45分
- 4 開催場所 北九州市役所5階 特別会議室A
- 5 出席した者（委員）の氏名
香月 きょう子 兒玉 雄太 津留 小牧 永井 博文
原田 美紀 松村 佐和子 森山 寛
（欠席委員：加藤 美佐子 羽田野 隆士 福島 昭一）
- 6 議事の概要
- 北九州市特別職議員報酬等審議会条例第4条第1項の規定に基づき、委員の互選により、森山寛委員を会長に選任した。
 - 北九州市特別職議員報酬等審議会条例第4条第3項の規定に基づき、森山寛会長が永井博文委員を会長代理に指定した。
 - 市長及び副市長の給料月額等について配付資料に基づき事務局より説明し、質疑等を行った。
 - 審議会の日程等（答申の時期及び審議会の回数、審議会の公開、今後の日程）について協議を行い、次のとおり決定した。
 - （1）答申の時期は、7月下旬を目途とする。
 - （2）審議会は4回開催する。
 - （3）審議会は公開で行う。
 - （4）次回以降の審議会は下記の日程で開催する。
 - 2回目：平成26年6月30日（月）午後2時から
 - 3回目：平成26年7月14日（月）午後2時から
 - 4回目：平成26年7月28日（月）午後2時から

7 経 過（発言内容）

（1）開 会

○事務局（総務企画局長）

予定時間となりましたので、ただ今から第1回「北九州市特別職議員報酬等審議会」を開催いたします。

本日は、第1回目の会合のため、議事進行役の会長が決定しておりません。会長決定までの間、私、総務企画局長の井上が進行役を務めさせていただきます。

大変恐縮ではございますが、以後、着席して進めさせていただきます。

最初に、欠席委員の報告をさせていただきます。本日は、羽田野委員、福島委員が所用のため欠席でございます。また、加藤委員につきましては、出席の予定ですが、遅れているようでございます。

次に、審議会委員辞令書の交付でございます。皆様方のお手元に辞令書をお配りしてございます。条例上、任期は2年間とされております。略式ではございますが、これをもちまして、任命辞令の交付に代えさせていただきます。ご了承ください。

それではお手元にお配りしております会議次第に従いまして、順次進めて参りたいと思います。

（2）市長挨拶

○事務局（総務企画局長）

最初に、北橋市長より一言ご挨拶申し上げます。

○北橋市長

開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。皆様におかれましては、大変ご多忙のところ、北九州市特別職議員報酬等審議会の委員にご就任いただき、厚くお礼を申し上げます。

この審議会は、特別職である市長及び副市長の給料の額などにつきまして、その時々の方情に合ったものかどうかを、ご審議いただくものであります。

現在、市長及び副市長の給料の額につきましては、諸般の事情により10%減額しておりますが、現在の規定の額について改定を行いましたのは、20年前、平成6年4月のことであります。

この間、一般職の職員につきましては、退職手当の引下げ等が行われております。また、公務員を取り巻く情勢は依然として厳しいものがある中で、退職手当を含めた特別職の給与に関しても、現状のままでいいか検討する必要があると考えております。

各界を代表される皆様におかれましては、豊富な知見等に基づきまして、あるいは市民感覚といったものも踏まえた、忌憚のないご意見、ご論議をお願いしたいと思います。

大変ご苦勞をお掛けしますが、お力添えを賜りますようお願い申し上げます。

げまして、ご挨拶とさせていただきます。

(3) 委員紹介

○事務局（総務企画局長）

本日は、初めての会合でございますので、各委員の自己紹介をお願いしたいと思いますが、香月委員から森山委員へと右回りをお願いします。それでは、香月委員お願いいたします。

○香月委員

北九州市医師会で理事をしております、香月と申します。よろしくお願いいたします。

○森山委員

産業医科大学理事長の森山でございます。よろしくお願いいたします。

○松村委員

北九州市女性団体連絡会議の松村佐和子と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○原田委員

福岡県弁護士会北九州部会で弁護士をしております原田美紀と申します。よろしくお願いいたします。

○永井委員

皆様初めまして、私、北九州市自治会総連合会の会長代理をしております永井と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○津留委員

皆様こんにちは、私、市民公募に応募させていただきました津留小牧と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○兒玉委員

皆様こんにちは、本年度北九州青年会議所の理事長を務めております兒玉と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（総務企画局長）

ありがとうございました。それでは、次に事務局の自己紹介をさせていただきます。

私、総務企画局長の井上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（人事部長）

人事部長の阿高と申します。よろしくお願いいたします。

○事務局（給与課長）

給与課長の松田と申します。よろしくお願いいたします。

(4) 会長互選

○事務局（総務企画局長）

それでは、次に会長の選出に移らせていただきたいと思います。本審議会は、資料の3ページにございます『北九州市特別職議員報酬等審議会条

例』第4条第1項の規定によりまして、会長は委員の皆様方の互選とされております。どなたか、ご意見がございますでしょうか。

○原田委員

私、僭越でございますけれども、事務局よりこの特別職議員報酬等審議会委員就任のお話を受けた際に、この審議会のこれまでの会長は、大学の理事長が務められていたと聞いております。今回も委員の中に産業医科大学の理事長である森山委員がいらっしゃいますので、森山委員に会長をお願いしたらどうかと存じますが、いかがでしょうか。

○事務局（総務企画局長）

ただ今、原田委員より森山委員を推薦するとの意見がありましたが、森山委員に会長にご就任いただくということで、皆様よろしいでしょうか。

（「異議なし」と発する者あり）

異議がないようですので、森山委員、会長にご就任いただきたいと存じますが、いかがでしょうか。

○森山委員

はい、承知しました。

○事務局（総務企画局長）

それでは、森山委員、会長席へお移りいただきたいと思います。

(5) 会長挨拶、会長代理の指定

○事務局（総務企画局長）

それでは、森山会長にご挨拶をいただきたいと存じます。よろしくお願いいたします。

○森山会長

ただ今、会長に指名されました森山でございます。

大変責任の重い任務でございますが、ご指名をいただきましたので、公平な立場で皆様方と十分協議を尽くした上で、適正な答申が出せますように努力して参りたいと思います。

どうぞご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

○事務局（総務企画局長）

ありがとうございました。

それでは、次に、同じく審議会条例第4条第3項の規定によりまして、会長に会長代理を指定していただくこととなっております。森山会長、会長代理のご指定をお願いいたします。

○森山会長

ただいま事務局から説明がありましたが、条例の規定によりまして、会長代理に就任いただく方を私から指定するということでございますが、前回の審議会では、北九州市自治会総連合会の会長さんが会長代理を務められたと伺っております。今回の審議会におきましても、自治会総連合会の代表である永井委員をお願いしたいと考えますが、永井委員いかがでしょ

うか。

○永井委員

私でよろしければ、お受けいたします。

○森山会長

よろしく願いいたします。

○事務局（総務企画局長）

ただいま会長代理の指定がございましたので、永井委員、会長代理席の方へどうぞお移りください。

それでは、永井会長代理からご挨拶をいただきたいと存じますので、よろしく願いします。

○永井委員

ただいま、ご指名を受けました北九州市自治会総連合会会長代理をしております永井と申します。このたび大役を仰せつかりましたが、皆様方のお力、お知恵を拝借して、会長不在時に何とか業務を成し遂げて参りたいと思います。何卒よろしく願い申し上げます。

○事務局（総務企画局長）

ありがとうございました。

(6) 諮問

○事務局（総務企画局長）

続きまして、市長より会長に諮問書をお渡しいたします。恐れ入りますが、森山会長は左手に、市長は右手にお進みください。

○北橋市長

平成26年6月3日、北九州市特別職議員報酬等審議会様、北九州市長北橋健治、市長及び副市長の給料の額等についての諮問、市長及び副市長の給料の額について、貴審議会の意見を求めます。また、市長及び副市長の退職手当の額についても、関連事項として参考意見を求めます。

どうぞよろしく願い申し上げます。

○事務局（総務企画局長）

どうぞ席にお戻りください。

大変恐縮ではございますが、市長は後の公務の予定がございますので、ここで退席させていただきます。

○北橋市長

ご迷惑をお掛けしますが、どうぞよろしく願い申し上げます。

(北橋市長は退席)

(7) 資料の説明

○事務局（総務企画局長）

それでは、この後の議事運営につきましては、森山会長にお願い申し上げます。

○森山会長

ただ今、諮問を受けましたので、早速審議に入りたいと思います。審議の順序といたしまして、事務局から関係資料の説明をお願いします。

○事務局（人事部長）

それでは、皆様方のお手元の会議資料について、ご説明申し上げます。

まず、1ページをご覧ください。これは当審議会の委員の皆様方の名簿でございます。

2ページをご覧ください。市長が、この審議会にお諮り申しあげました諮問書の写しでございます。

3ページをご覧ください。先程も少し触れましたけれども、当審議会の設置根拠となっております「北九州市特別職議員報酬等審議会条例」でございます。

第2条の規定にありますとおり、当審議会の所掌事項には、議会の議員の議員報酬の額及び政務活動費の額も含まれておりますが、議員報酬の額等につきましては、別途議会の主要会派の皆様方により設置されております「議会改革協議会」において、今後、検討される予定となっておりますので、今回の諮問の対象とはなっておりません。

また、市長及び副市長の退職手当の額につきましては、当審議会の所掌事項ではございませんが、2ページの諮問書の写しにありますとおり、関連事項として、皆様方の参考意見をいただきたいという趣旨でございます。

4ページをご覧ください。ここからは、市長及び副市長の給料月額等の関連資料でございます。

4ページは、現行の市長及び副市長の給料月額等を記載したものでございますが、まず、条例上の本則の額について、ご説明いたします。

市長につきましては、給料月額は134万円、これに地域の民間賃金水準などを考慮して支給される地域手当40,200円を加えました1,380,200円が毎月支給される給与となっております。

民間のいわゆるボーナスに相当する期末手当は、平成25年度実績で年間約568万円となっております、年間給与は約2,224万円となっております。

次に副市長でございますが、同様に給料月額は106万円、これに地域手当31,800円を加えて、例月給与としまして合計が1,091,800円となっております。

期末手当は平成25年度実績で年間約449万円でありまして、年間給与の合計は約1,759万円となっております。

以上が条例本則で定められております規定上の額となっておりますが、市長及び副市長につきましては、平成25年4月1日から平成27年3月31日までの2年間、給料月額、地域手当及び期末手当についてマイナス10%の減額支給措置を行っており、各欄下段の（ ）内の金額が減額後の額となっております。

年収ベースで市長が約 222 万円、副市長が約 176 万円の減収となっております。

なお、本市と同様、各自治体におきましても、独自の判断で給料、退職手当等を特例的、時限的に減額している場合がございますが、次ページ以降の資料における各自治体の給料等の額につきましては、それぞれの自治体の条例本則で定められております本来の額を記載しております。

5ページをご覧ください。5ページは、政令指定都市における市長の例月給与の比較でございます。地域手当を含めた例月給与が高い順に並べておりまして、本市は第 10 位となっております。

給料月額のみでは第 6 位ですが、地域手当の支給割合が他の政令指定都市と比較して相対的に低いため、例月給与の合計では中位まで順位が下がっております。

6ページをご覧ください。これは、政令指定都市における市長の年間給与の比較でございます。

年間給与が高い順に並べておりまして、本市は第 11 位です。年収ベースでも中位となっております。

7ページをご覧ください。5ページ、6ページでは市長の月収、年収についてご説明いたしましたが、この7ページでは、副市長の例月給与の比較でございます。地域手当を含めた例月給与は第 9 位、給料月額のみでは市長と同じく第 6 位となっております。

次の8ページをご覧ください。これは、副市長の年間給与の比較でございます。政令指定都市の中で第 12 位となっております。

9ページをご覧ください。9ページは、市長及び副市長の給料月額のこれまでの改定経過でございます。昭和38年から平成6年まで計 11 回の改定を行っておりまして、平成6年が最後の改定となっております。これまでの改定にあたりましての基本的な考え方につきましては、一般職の職員の給与改定率が一定程度たまった際に、その累積給与改定率を目安として市長の給料等の改定を行うというものでございますが、その他、福岡県、福岡市など、他の自治体の特別職給与との均衡や、当時の収入役の給与が一般職の局長級の給与を下回っていないかといった点なども考慮しながら、改定を行ってきております。なお、これまでは全て増額改定となっております。

10 ページをご覧ください。先程申し上げました、市長等の給料月額を最後に改定した平成6年度以降の一般職の職員の給与改定状況でございます。平成6年に市長の給料月額が今の額になったわけですが、それ以降毎年、毎年、例えば平成6年が 1.22%、平成7年が 0.91%と一般職の職員については、このような給与の引上げがあったということでございます。もちろん、三角の部分は引下げでございます。その結果、右側の欄ですが、累積給与改定率が平成6年以降、例えば平成 25 年度までの 20 年

間での累積で言うと、平成6年から平成25年度までで一般職は給与水準が0.27%上がったということでございます。この改定率は、人事委員会が市内民間の給与水準との均衡を図ることを基本に行っております人事委員会勧告に基づいて実施いたしました本市一般職の給与改定結果でございます。平成14年度以降、マイナスの改定も何度かございましたが、特別職の前回改定時期である平成6年度から現在までの累積給与改定率は、先ほど申し上げましたようにプラス0.27%となっております。

11 ページをご覧ください。これは、本市の前回改定以降の各政令指定都市における市長の給料月額の変遷を示しております。改定があった年に給料月額を記入しておりますが、矢印しか書いていない欄につきましては、改定がなかったという意味でございます。そしてさらに、網掛けですが、平成18年から23年にかけて網掛けで数字がありますが、ここは引下げがなされたということを表しております。本市の前回改定時期である平成6年に政令指定都市であった市におきましては、平成7年以降、本市、札幌市及び神戸市を除く全ての市で給料月額の変遷が行われております。その改定の傾向でございますけど、平成9年度までは引上げの改定が行われておりますが、その後、平成18年度からは、引下げの傾向が強くなっております。引下げの理由としては大きく2つあると考えられまして、まず1つは、平成8年、平成9年に給料月額を引き上げた結果、その後の累積給与改定率がマイナスとなったために引下げ改定が行われたもので、例えば、平成18年の仙台市、名古屋市及び大阪市がその例でございます。

もう1つの理由ですが、国家公務員の給与構造改革に伴いまして、先ほどから出てきておりますが、地域手当の引上げなどによりまして市長の給料の引上げが行われたという例も見受けられます。それは平成18年の千葉市、平成19年の川崎市及び名古屋市、平成20年のさいたま市及び横浜市、平成21年の福岡市、こういったところがその例として挙げられます。こういった自治体につきましては、地域手当が引き上がったその関係で給料が下げたということで、これら網掛けのところの月収に変化はないということでございます。

12 ページをご覧ください。ここからは市長と副市長の退職手当に関連する資料でございます。12 ページは、市長及び副市長の退職手当制度をまとめたものでございます。市長及び副市長の退職手当につきましては、任期ごとに支払われることとなっております。その算定方法は、給料月額に、支給割合と在職月数を掛け合わせることになっております。支給額は市長が1任期で約3,859万円、同じく副市長が約2,290万円となっております。

これまでの改定経過ですが、昭和55年9月以前は市長等の退職手当は一般職と同様の方法で算出した額に、議会の承認を得て決定される加算額を加えた形で算出してまいりました。しかし、昭和55年10月に、市長等特

別職の退職手当について独立した条例を制定いたしまして、現在の算定方法を定めております。その後、昭和 58 年 6 月に、一般職の退職手当水準引下げに合わせて支給割合を引下げ、現在に至っております。

ここで一般職と同様に算出した額とありますが、これは市長の退職手当の額を算出する際に在職月数を掛け合わせると申し上げましたが、一般職の場合は、在職年数が基本となっております。以前は一般職と同様の計算を基本として、加算額があるという構造だったのですが、現在は、市長及び副市長の場合は在職月数を基本として考えるということになっておりまして、どこの自治体もこのような考えが基本となっております。

13 ページをご覧ください。政令指定都市におけます市長の退職手当支給額の比較でございます。任期 4 年を満了した場合の支給額が高い順に並べておりまして、北九州市は第 5 位となっております。

14 ページをご覧ください。同じく副市長の比較でございます。市長と同じく第 5 位となっております。

15 ページをご覧ください。平成 25 年 7 月 1 日付けで実施いたしました本市一般職の職員の退職手当の引下げに関する資料でございます。本市では、人事院の調査結果に基づく国家公務員の退職手当水準の見直し、これに準じまして、一般職の職員の退職手当の支給割合を引下げたところでございます。平成 27 年 4 月 1 日以降の制度完成時におきまして、多くの定年退職者が適用を受けることとなる最高限度支給割合は、従前の 59.28 月から制度改正後は 49.59 月、マイナス 16.3%の引下げを行っております。改正前に同条件で退職した職員と比べますと、金額にしましてこの 16.3%の引下げといえますのは、約 420 万円の減額という状況でございます。

16 ページをご覧ください。ここからは、その他の参考資料のご説明です。政令指定都市におけます平成 24 年度決算に係る主要財政指標の比較でございます。若干、用語のご説明も加えながら進めさせていただきたいと思っております。この表は人口が多い順に並べておりますが、本市は政令市 20 市の中で第 12 位となっております。まず、財政力指数でございますが、これは、標準的な行政活動を行うときに自らの収入で賄える財源の割合を示すもので、この指数が 1 を下回れば地方交付税の交付対象となります。この指数が高いほど、財政力がある団体ということになりますが、本市は好ましい方からの順位で申しますと第 18 位となっております。

次の経常収支比率でございますが、これは、地方税や地方交付税、地方譲与税を中心とする一般財源収入の中で、人件費や扶助費、公債費等の義務的に支払わなければならない経費がどの程度の割合を占めているかということを示す指標でございます。この数値が小さい程、財政構造に余裕があるといえますか、弾力性があると判断されるところでございます。北九州市は好ましい方からの順位で第 16 位となっております。

それから、実質公債費比率でございますが、これは、標準的な状態で通常収入されると見込まれる経常的一般財源の規模、これを標準財政規模と呼びますが、これに対する借入金、地方債などですが借入金の返済額などの割合でございます。簡単に申し上げますと資金繰りの程度を示すもので、この指数が小さい程負担が小さく、本市の順位は好ましい方から第7位となっております。

最後の将来負担比率でございますが、これは、標準財政規模に対する地方公共団体の一般会計の借入金や将来支払っていく可能性のある負担等の割合でございます。この指数が小さいほど、将来財政を圧迫する可能性が低く、本市は好ましい方からの順位で第13位となっております。

17ページをご覧ください。17ページは、政令指定都市におけます平成24年度決算に係る人件費比率の比較でございます。職員数、それから人件費決算額に係る順位は、人口規模に応じた順位となっておりますけれども、人件費比率につきましては、好ましい方からの順位で第4位となっております。

以下、18ページ及び19ページは、市長等の給与及び退職手当の支給根拠となりますそれぞれの条例、それから20ページは、前回審議会の答申書の写しを付けております。

少し長くなりましたが、資料の説明につきましては以上でございます。

○森山会長

ありがとうございました。ただいまの説明について、ご質問はございませんか。

○香月委員

17ページの人件費決算というのはどのように考えたらよいのでしょうか。人件費比率についてはご説明があったのですが、人件費決算というのはどのような意味でしょうか。

○事務局（人事部長）

これは市長、副市長などの特別職、我々一般職、一般職の正規職員でいいますと、今8千数百人いるわけですが、これ全体の普通会計に属する職員の24年度中に支払われた人件費ですね。源泉徴収票に書かれる本人に渡される給与のほかに、その職員を抱えていれば事業主として共済費というか、事業主負担というか、それも含まれておりますし、あと、毎年退職する職員も何百人かいるわけですが、これらに支払われる退職手当の総額もこの中に入っております。そういったものが人件費決算として数字として表れております。

○森山会長

よろしいですか。

○香月委員

人件費比率に対して決算との順位の差が結構あるので、これはどうい

ふうに考えたらよいのですか。

○事務局（人事部長）

これはですね。いろいろなことがありますけども、例えばこれは考える参考の一つとしてですが、今、北九州市に限らず全国の自治体で民間にできることは民間にさせていただこうということがありますが、例えばそういうことも役所が直営でやるとします。それは例えば、同じ財政規模が仮に 100 億円だとして、そうすると直営でやる事業が多ければ職員も当然、数が多くなりまして、同じ 100 億円の財政規模で人件費が 30 億円掛かるとしますよね。仮に。別の自治体で同じ事業を全て民営化していると、その民営化したものを委託料で仮に直営でやった経費と同じ額で民営化しているとしますね。そうすると予算規模は一緒ですけど、直営の職員は少ないので人件費としては、例えば、先ほどの市は 30 億円かかっていたけども、民営化していれば職員の数は少ない分 20 数億で済むとかそういう話になるわけです。ですから、一概に言えないですけど、いろいろ要因がありますけども、人件費比率が例えば低いというのはそういうことが影響しているということもありますし、また、逆の面で言えば、今度分母の方で言えば、同じ人件費の総額であっても、例えばいろんな事業を幅広く予算を掛けてやっている自治体は分母が大きくなりますから、人件費比率は自動的に下がるというような見え方になっていると思います。

○事務局（総務企画局長）

人件費比率というのは、要するに予算決算規模に対して、どれだけ人件費がかかっているかということですけども、一般会計の市全体の予算決算に対して人件費がどれだけかかっているか。それで見ると順位的には4番目、13.1 ということで。決算というのは純粋に決算だけの数字ということで。それを比較してるだけというだけの話です。決算の額だけを見て、順位が何番目という話です。

○森山会長

よろしいですか。他にはご質問はどうでしょうか。

よろしいでしょうか。今後審議を進める上で、本日提出されている資料以外に必要と思われる資料がありましたら、お申し出下さい。

○香月委員

収支予算決算の政令市の比較が欲しいかな。収支予算全体の政令市の。他の政令市の人件費の割合は書いてますけども、実際の金額、予算規模自体違うじゃないですか。

○事務局（総務企画局長）

先ほどの人件費比率ではなくて。

○香月委員

人件費比率だけではなくて。

○事務局（総務企画局長）

具体的な数字ですか。

○香月委員

具体的な数字でどれくらいなのか。市民目線で。

○森山会長

今一つ追加資料ございましたが、他はどうでございますか。

それでは、今の追加資料をよろしくお願いいたします。以上で資料説明を終えたいと思います。

(8) 審議会の日程等

○森山会長

次に審議会の日程等についてでございますが、まず、答申の時期及び審議会の回数について、協議いたしたいと思います。

まず、答申の時期でございますが、市長の給料等につきましては、市民の関心が非常に高いわけでございます。十分に時間をかけて審議する必要があると思いますけども、一方で、答申の内容によりましては、今後、条例改正等を必要とする場合がありますので、あまり時間をかけることも適当でないと思います。ですので、答申の時期については、7月下旬ですね。これを目処としたいと思っておりますけども、皆様いかがでしょうか。よろしゅうございますか。目処は7月下旬ということで行きたいと思っております。

それからまた、審議会の回数でございますが、事務局の方で前回開催経過の資料を配付していただいておりますが、それを拝見いたしますと市長の給料月額等を審議した平成6年の審議会は4回開催したようでございます。今回も前回と同様、4回ということによろしいではないかと思っておりますけども、この点いかがでございますでしょうか。

(「異議なし」と発する者あり)

それでは、4回ということ審議を進めたいと思っております。よろしく願いいたします。

次に、審議会の公開についてでございます。これも協議をお願いしたいと思っておりますが、今日の会議は、第1回の審議会でございますので、その内容が諮問及びこの資料説明、先ほどの資料説明等ということでございますが、公開になっております。次回以降も公開とするかについてでございますが、まずは事務局より審議会の公開のルールについて、ご説明をお願いしたいと思います。

○事務局（人事部長）

北九州市ではこの特別職議員報酬等審議会をはじめとした付属機関の会議につきましては、広く市民の方々に審議の内容、経過をお知らせすることのために、法令等に特別の定めがある場合や、審議におきまして特定の個人の方を識別する情報を取扱う場合、こういった場合などを除きまして、公開するというのを原則にしております。

この特別職議員報酬等審議会につきましては、法令等に非公開にすると

いう定めはございません。また、審議において特定の個人を識別するような情報を取扱うという予定も、今のところありません。そういう状況になっております。

○森山会長

今、事務局より説明がありましたが、今お話があったというようなルールとなっているということでございますので、次回以降の審議会でございますけれども、今日と同じように公開ということで行ってはどうかと思えますけれども、いかがでございましょうか。

(「異議なし」と発する者あり)

それでは公開で行っていきたく思います。

それでは、最後でございますけれども、次回以降の審議会の日程について、協議をいたします。先ほど4回ということでございましたけれども、まずこの件につきまして、事務局から説明をお願いしたいと思えます。

○事務局（人事部長）

事務局の方で事前に、委員の皆様方に日程のご都合の方を確認させていただきました。なかなか全員がお揃いになるという日がございませんでしたが、出来るだけ、多くの委員の方がご出席いただける日となりますと、次回は6月30日（月）午後2時から、3回目は7月14日（月）午後2時から、4回目は7月28日（月）午後2時からというようなところが、よろしいのではないかと考えております。以上でございます。

○森山会長

2回目は6月30日の午後2時から、3回目は7月14日の午後2時から、4回目は7月28日午後2時からということで合計4回ということで、ただいま、日程の説明がございましたけれども、いかがでございましょうか。

(「異議なし」と発する者あり)

これで進めさせていただきたいと存じます。よろしく願いいたします。

(9) 閉 会

○森山会長

それでは、以上をもちまして今日の審議を終わりたいと思えます。次回は事務局の方にたたき台の案を作ってください、審議を行いたいと思えますので、よろしくお願い申し上げます。

○事務局（総務企画局長）

森山会長ありがとうございました。また、委員の皆様方、お忙しい中ご出席いただきまして、誠にありがとうございました。次回は、平成26年6月30日でございます。午後2時から、同じこの場所で行いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

- 8 問い合わせ先
総務企画局人事部給与課給与第一係
電話番号 093-582-2217